

# ハウジングサービス約款

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

1. このハウジングサービス約款(以下「本約款」という)は、株式会社ネットアシスト(以下「当社」という)が提供するハウジングサービス(以下「当サービス」という)に適用されるサービス約款です。
2. 本約款は別紙「基本約款」の補足として当サービスに適用するものとします。また、本約款と「基本約款」の内容が衝突し、特に定めがない場合、当サービスの利用契約に関しては本約款を優先します。

### 第2条(サービスの概要と品目)

1. 当サービスの概要は以下のとおりです。
  - ① 当社の契約しているデータセンター設備・機能を利用者に合わせてセッティングし、レンタル提供します。
  - ② 利用者の希望に応じて、当社の可能な範囲で設定の変更・サーバ設備の増強・構築等を行います。
  - ③ 利用者の希望に応じて、当社の可能な範囲でミドルウェア・アプリケーションのインストール・設定を行います。
  - ④ 電話・メールによる利用者のサポートを行います。
  - ⑤ その他、サーバ・ネットワーク環境に関する作業を代行します。

### 第3条(サーバ設備等の維持管理)

1. 利用者は、サーバ設備を適切な状態に保ち、他の利用者に支障を与えないように取り扱うものとします。
2. 利用者は、利用しているデータセンター設備に故障が発生した場合、当社に対し当該設備の復旧を請求することができます。
3. 利用者は、当サービスの利用に際して、当社または利用者が発行したパスワードを、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、第三者に推測されないように、管理・設定するものとします。
4. 利用者は、利用契約終了日までに、サーバ設備を撤去・現状を回復するものとします。また、撤去・移送作業を当社に依頼することが可能です。
5. 前項について、利用者がサーバ撤去・現状回復を完了できず、その為にデータセンター設備維持費用等が発生した場合、実費とその20%を合わせた額を延滞金として支払うものとします。

### 第4条(ソフトウェア等の利用)

1. 利用者は、当サービスに付帯して提供されるOS・ソフトウェア(以下「付帯ソフトウェア」という)の利用を、当サービスにおいてのみ、付随する規約・ライセンス等で認められる範囲内で行うものとします。
2. 当社は特別の場合を除き、利用者に対して付帯ソフトウェアに関する権利の譲渡・許諾等を行うことはなく、付帯ソフトウェアの全ての権利は権利者に帰属します。
3. 利用者が、前項・前々項に定める利用範囲を逸脱し、付帯ソフトウェア等の権利を侵害した場合、それによって生じた損害について、これを賠償する責任を負うものとします。
4. 当社は、付帯ソフトウェアの動作等について一切の保証を行いません。

#### **第 5 条(作業依頼について)**

1. 依頼された作業・設定の実行時期は依頼内容・緊急性・利用者の都合等を鑑みた上で、当社判断により実行します。
2. 依頼された内容が特殊(高難易度・費用発生等)である場合、月額費用と別途費用が発生する場合があります。

#### **第 6 条(ハードウェアの保守)**

1. ハードウェアに起因する障害が発生した場合、当社より該当メーカーへの修理およびデータセンターにおける修理立会いを行います。メーカー保証以外の修理費・交換部品費等は利用者の負担となります。

以上